

さむかわ棒コロ応援団長「コロ坊」使用規程

第1条 【趣旨】

本規程は、イラストレーター泉珠望（以下、「イラストレーター」という）が著作権（知的財産権）を保有するさむかわ棒コロ応援団長（以下、「コロ坊」という）を他者が使用する場合の取扱いに関する必要な事項を産業振興課が定めるものとする。

第2条 【使用できる者】

コロ坊を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 寒川町商工会
- (2) さむかわ棒コロ喰わせ隊
- (3) 寒川町
- (4) 報道機関
- (5) さむかわ棒コロ取扱店舗
- (6) その他、産業振興課長が適当と認める者

第3条 【使用申請】

コロ坊を使用しようとする者は、あらかじめコロ坊使用申請書（様式第1号）に必要な書類等を添えて、産業振興課に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、さむかわ棒コロのPR及び販売促進の範囲内で、コロ坊の改変などを行うことなく使用する場合はこの限りでない。

2 次の各号に該当する場合には、あらかじめ産業振興課とイラストレーターと協議した上で、申請書を提出するものとする。

- (1) 販売目的でコロ坊の商品を制作する場合
- (2) コロ坊の立体物を制作する場合
- (3) コロ坊のポーズや衣装などを改変する場合

第4条 【使用承認】

本会は前条の規定による申請があった場合において、その内容が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合を除き、コロ坊の使用を承認するものとする。

(1) さむかわ棒コロならびにコロ坊の品位を傷つけ、又はさむかわ棒コロの普及促進という趣旨の正しい理解の妨げになる場合

(2) 法令、公序良俗に反するとき、又はそのおそれのある場合

(3) その他、その使用が著しく不適當である場合

2 前項の承認は、コロ坊使用（変更）承認通知書（様式第2号）により通知する。

第5条 【使用上の遵守事項】

コロ坊を使用する者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
- (3) イメージを損なう展開又は応用使用はしないこと。

- (4) 承認された完成品を提出すること。ただし、提出が困難であると認められる場合には、その写真の提出をもって代えることができる。
- (5) コロ坊を使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

第6条【改変の謝礼】

イラストレーターにコロ坊のポーズや衣装などの描き直しを依頼し、オリジナルコロ坊を制作する場合には、1作品完成につき、1万円の謝礼を支払うものとする。なお改変したオリジナルコロ坊においてもその著作権はイラストレーターが有するものとする。

第7条【違反等に対する取扱い】

コロ坊を使用している者が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、使用の差止めの請求を行い、使用者はただちに、その請求に従わなければならない。

- 2 コロ坊の使用承認を受けた者が第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消す。その場合、承認を取り消された者は、コロ坊の使用、配布、掲示及び販売等をしてはならない。
- 3 前項の取り消しは、コロ坊使用承認取消通知書（様式第3号）により通知する。

第8条【責任の制限】

前条の規定により、コロ坊の使用承認を取り消した場合に使用承認を受けた者に損害が生じても、産業振興課はその責めを負わない。

- 2 コロ坊の使用承認を受けた者がコロ坊の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、産業振興課は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

第9条【補則】

この規程に定めるものの他、コロ坊の使用に関して必要な事項は、産業振興課が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成22年12月1日より施行する。

附則(平成26年11月1日)

この規程は、平成26年11月1日より施行する。

